



チカラシバ

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

10月

(神無月) OCTOBER

14日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

ワンポイント 社会保険の加入要件拡大

この10月1日から、パート・アルバイトの社会保険の加入要件が拡大されます。被保険者数が51人以上の企業等(特定適用事業所)において、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上といった要件を満たすパート等が、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人住民税第3期分の納付 市区町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

フリーランスとの取引適正化

～新法が施行されます～



今年11月1日より、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が施行されます。

個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、物品等を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。

今回は、この法律の概要や事業者が注意しておきたい点などを解説いたします。

一 法律の概要

(1) 制定の背景

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が普及してきました。

一方で、実態調査や「フリーランス・トラブル110番」などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることも顕著になってきました。

《参考》

実態調査(令和3年 内閣官房ほか)では、次のような調査結果がありました。

- ・ フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験。
 - ・ フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。
 - ・ また、フリーランス・トラブル110番では、次のような相談が寄せられていました。
 - ・ 報酬の支払いに関する相談
 - ・ ハラスメントなど就業環境に関する相談
- これらは、業務委託を受ける

フリーランスと発注事業者との間に、交渉力や情報収集力の格差が生じ、フリーランスが弱い立場に置かれやすい関係性にあることが要因とされています。

(2) 法の目的

前述の問題点を踏まえ、フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、次の2点を図ることを目的として同法が施行されることになりました。

- ・ フリーランスと企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ・ フリーランスの就業環境の整備

二 発注事業者の義務

発注事業者が満たす要件に並び、フリーランスに対しての義務の内容が異なることに注意を要します。

発注事業者をA～Cの3種類に区分して見ていきます。

【発注事業者A】

- ・ 次の2点を満たす事業者が該当します。
- ・ フリーランスに業務委託をする事業者

- ・ 従業員を使用していない
- ※ フリーランス同士の取引の場合は、業務を発注するフリーランスも、このケースに該当します。

《義務付けられること》

- ① 書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合、書面・メール等の電磁的方法により、直ちに、「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」など一定の取引条件を明示することとされます。

【発注事業者B】

- ・ 次の2点を満たす事業者が該当します。
- ・ フリーランスに業務委託をする事業者

・ 従業員を使用している

《義務付けられること》

前述の①に加え、次の②～④が義務付けられます。

- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払

発注した物品等を受け取った日から数えて「60日以内」のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報

③ 報酬を支払うこととされます。
募集情報の的確表示

広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、次のことが求められます。

- ・ 虚偽の表示や誤解を与えない表示をしてはならないこと（違反の例…意図的に実際の報酬額よりも高い額を表示する、業務に用いるパソコンや専門の機材など、フリーランスが自ら用意する必要があるにもかかわらず、その旨を記載せず表示する等）

④ ハラスメント対策に係る体制整備
フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じることが義務付けられます。

- ・ ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確

化、方針の周知や啓発（対応例・社内報の配布、従業員に対する研修の実施）

- ・ 相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（対応例・相談担当者を守る、外部機関に相談対応を委託する）

・ ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応（対応例・事案の事実関係の把握、被害者に対する配慮措置）など

【発注事業者C】

次の3点を満たす事業者が該当します。

- ・ フリーランスに業務委託をする事業者
- ・ 従業員を使用している
- ・ 一定の期間以上行う業務委託である

《義務付けられること》

前述の①～④に加え、さらに次の⑤～⑦が義務付けられます。

⑤ 禁止行為

フリーランスに対し、「1か月」以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこととされます。

受領拒否（発注者の一方的都合により発注取消しをして受け取らない等）／報酬の減額／返品／買ったとき（著しく低い報酬の額を不当に定める）／購入・利用強制（自己の指定する物の購入・役務の利用を強制する）／不当な経済上の利益の提供要請／不当な給付内容の変更・やり直し

⑥ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

「6か月」以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこととされます。

配慮の例には次のようなものがあります。

- ・ フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮すること

・ 育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにすることやむを得ず必要な配慮を行う

うことができないう場合には、その理由について説明することが必要です。

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

「6か月」以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととする場合は、次のことを行う必要があります。

- ・ 原則として30日前までに予告すること
- ・ 予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があつた場合には理由の開示を行うこと

三 その他

この法令には罰則も設けられていません。

法令違反があると認められる場合において、公正取引委員会や厚生労働省からの勧告・命令により必要な措置を講ずることと求められているにもかかわらず、命令に違反しているとき（50万円以下の罰金）や、求められた各種報告を行わなかったまたは虚偽の報告をしたとき（20万円以下の過料）などの罰則が定められています。

iDeCo等の拠出限度額変更

今年12月1日より、iDeCo（個人型確定拠出年金）、企業型DC（確定拠出年金）の拠出限度額が見直されます。

◆iDeCo

DB（確定給付企業年金）等の他制度に加入している場合は、掛金の上限は月額12,000円とされています。この額が20,000円に引き上げられます。

また、この上限額は、企業型DCや他制度の掛金を含めた合算額が月額55,000円を超えない範囲内で適用されます。

改正後は、月額55,000円－（各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額）＝iDeCoの掛金上限額となります。

※ ただし、上記式で算出した額が20,000円を超えるときは、20,000円が上限。

◆企業型DC

従来は拠出限度額は、企業型DCのみの

場合は月額55,000円、DBなど他制度と併用する場合は27,500円とされています。

改正後は、他制度の掛金相当額を差し引いた金額が限度額となります（改正後の拠出限度額：55,000円－他制度の掛金相当額＝企業型DCの拠出限度額）

この改正により、DB等の他制度掛金相当額が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DB等の他制度掛金相当額が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなります。

◆その他の見直し事項

iDeCoの拠出限度額の管理のため、事業主は、全てのDBの加入者に関する情報を企業年金連合会が整備する企業年金プラットフォーム(PF)に登録する必要があります。これによって、iDeCoに関してこれまで事業主が行う必要のあった、従業員の企業年金加入状況に関する事業主証明書の発行、年1回の確認作業を不要とする等の改正も行われています。

国民年金手続きの電子申請

国民年金の手続きは、電子申請可能なものが順次追加されており、令和6年3月には、「付加保険料」と「産前産後免除」の手続きが加わりました。

現時点で電子申請が可能なものは次のとおりです。

- ・ 国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ・ 付加保険料納付（辞退）申出
- ・ 付加保険料納付該当（非該当）届
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・ 学生納付特例申請
- ・ 産前産後免除該当届
- ・ 口座振替納付（変更）申出兼還付金振込方法（変更）申出
- ・ 口座振替辞退申出

海外からの転入等により初めて国民年金に加入するときや、会社を退職したとき等で厚生年金保険から国民年金への変更手続きをするための資格取得（種別変更）の届出も、電子申請により行うことができます。

「出産なび」のご紹介

出産施設に対するニーズは様々で、出産にかかる費用も地域や施設によってばらつきがあり、それぞれの施設の情報を調べるのは容易ではありません。そこで、あらかじめ費用やサービスの情報を踏まえて出産する施設を適切に選択できるよう、令和6年5月に厚生労働省により「出産なび」が開設されました。「出産なび」には、所在地、

外来受付時間、医師数や年間分娩件数といった基礎情報に加え、助産ケアや付帯サービスの有無、分娩にかかる費用の目安などの詳細情報が施設ごとに掲載され、エリアや詳細条件を指定して検索し、該当する施設の情報を確認することが可能です。ただし「出産なび」は、分娩を扱うすべての施設の情報が掲載されたものではない点に留意が必要です。